

広島県告示第六百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十八年十一月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年十一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉舎油木線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	旧	新	
神石郡神石高原町字上六〇三〇番一地从先から 神石郡神石高原町字小畠一五三三番八地先ま で	六・八〇〇四 七・四〇〇	一一・三三〇〇 五三・四〇〇	
	一八四八・〇 〇	一八〇八・〇 〇	
		ダブルウェイ	